



ふじいりつ子

環境美化について（平成 23 年 7 月）

1) 環境美化活動の県の取り組みについて

本県では、数多くの県民、関係団体の皆様が環境美化活動に取り組んでおられます。私も、「周南清港会」の一員として海面ゴミの回収、また、幼稚園や保育園児と一緒に、海浜清掃と稚魚の放流を年数回行うなど、いろいろな活動に参加しています。また、徳山下松港で、ダイバーの皆さんの協力の下、釣りやマリンスポーツの愛好家、港湾関係者、徳山大学、桜ヶ丘高校、太華中のボランティアの皆さんと共に、海底の清掃活動を、これまで4回行いました。これら県民有志の活動は、大半が団体等の持ち寄りで実施されています。活動の推進体制の整備や環境美化の普及啓発など、県民の自主的な活動をバックアップしていくことが重要ですが、県として、今後どのように取り組まれるのか、お伺いします。

〔県知事答弁〕

現在、環境美化に係る「基本方針」の策定を進めており、今後、民間企業と連携した県内各地の活動情報の発信やネットワークの構築、新たな環境学習プログラムの作成・提供、人材派遣等を通じた活動への支援に積極的に取り組んでまいります。

また県下全域において、一斉に環境美化活動に取り組む期間を定め、「環境やまぐち推進会議」を推進の核として活用しながら、環境美化の取り組みが県民運動として将来にわたり継承、定着するよう全力で取り組んでまいります。

2) 港湾地域周辺の不法投棄への対応について

海中から引き上げられた大量のごみの中には、船の衝突時の衝撃を緩和する防舷材もあり、中には、直径 1.6mにも及ぶ大きなタイヤもありました。これらにスクリューが接触し、船が損傷する事例もあり、対策の必要性を強く感じています。

港湾地域の安全確保の観点から、港湾地域周辺の不法投棄については、船舶の所有者への注意喚起、港湾施設管理の徹底等、行政の積極的な対応が必要と考えますが、

県として、どのように取り組まれるのか、お伺いします。

〔土木建築部長答弁〕

港湾に不法投棄されたごみは、本来、原因者の責任で回収すべきものですが、原因者が判明しないことが多いのが実情です。海底ごみを少しでも減らしていくためには、ごみ投棄を未然に防止することが何よりも大切です。このため、港湾の利用者に対し、海中へのごみ投棄防止に係る注意喚起を行うとともに、不法投棄を発見した場合の通報を要請するほか、港湾施設の管理者として、防舷材等の脱落防止のための点検や、不法投棄を防止するためのパトロールを更に強化するなど、不法投棄対策を進めてまいります。